

ばい煙発生施設一覧（大気汚染防止法 別表第一）

	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算で毎時 50 リットル以上
2	水性ガス又は油ガスの発生に用いるガス発生炉又は加熱炉 ※水素を製造する改質器も含む。	次のいずれかに該当するもの ・原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が日量 20 トン以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時 50 リットル以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる焙焼炉、焼結炉、ペレット焼成炉及び煅焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が毎時 1 トン以上
4	金属の精錬に用いる溶鋳炉、溶鋳用反射炉、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製・鋳造に用いる溶解炉（こしき炉と 14、24～26 の項までに掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当するもの ・火格子面積が 1 平方メートル以上 ・羽口面断面積が 0.5 平方メートル以上
6	金属の鍛造・圧延又は金属・金属製品の熱処理に用いる加熱炉	・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時 50 リットル以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造に用いる加熱炉	・変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上
8	石油の精製に用いる流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が毎時 200 キログラム以上
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時 6 リットル以上
9	窯業製品の製造に用いる焼成炉及び溶融炉	次のいずれかに該当するもの ・火格子面積が 1 平方メートル以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造に用いる反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時 50 リットル以上 ・変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げ	

	るものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造に用いる電気炉	変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上
13	廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当するもの ・火格子面積が2平方メートル以上 ・焼却能力が毎時200キログラム以上
※14	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる焙焼炉、焼結炉、ペレット焼成炉、溶鋳炉、溶鋳用反射炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	次のいずれかに該当するもの ・原料の処理能力が毎時0.5トン以上 ・火格子面積が0.5平方メートル以上 ・羽口面断面積が0.2平方メートル以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時20リットル以上
※15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造に用いる乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上
※16	塩素化エチレンの製造に用いる塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素の場合は塩素換算量)の処理能力が毎時50キログラム以上
※17	塩化第二鉄の製造に用いる溶解槽	
※18	塩化亜鉛を使用する活性炭の製造に用いる反応炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時3リットル以上
※19	化学製品の製造に用いる塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16~18の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素の場合は、塩素換算量)の処理能力が毎時50キログラム以上
※20	アルミニウムの製錬に用いる電解炉	電流容量が30キロボルトアンペア以上
※21	燐鉱石を原料とする燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	次のいずれかに該当するもの ・原料として使用する燐鉱石の処理能力が毎時80キログラム以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時50リットル以上 ・変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上
※22	弗酸の製造に用いる凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを	次のいずれかに該当するもの ・伝熱面積が10平方メートル以上

	除く。)	・ポンプの動力が1キロワット以上
※23	燐鉱石を原料とするトリポリ燐酸ナトリウムの製造に用いる反応施設、乾燥炉及び焼成炉	次のいずれかに該当するもの ・原料の処理能力が毎時80キログラム ・火格子面積が1平方メートル以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時50リットル以上
※24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造に用いる溶解炉	次のいずれかに該当するもの ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時10リットル以上 ・変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上
※25	鉛蓄電池の製造に用いる溶解炉	次のいずれかに該当するもの ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時4リットル以上 ・変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上
※26	鉛系顔料の製造に用いる溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	次のいずれかに該当するもの ・容量が0.1立方メートル以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で毎時4リットル以上 ・変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上
27	硝酸の製造に用いる吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸の合成、漂白又は濃縮の能力が毎時100キログラム以上
28	コークス炉	原料の処理能力が日量20トン以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算で毎時50リットル以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算で毎時35リットル以上
32	ガソリン機関	

※が付いている番号の施設を設置する場合は、山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく指定工場の設置・変更許可申請が必要です。